# 奈 須 祐 治

本稿は、カナダの連邦及び各州のヘイト・スピーチ関連法令の条文を翻訳するものである。すべての法令を網羅するものではなく、特に重要なものを選別して翻訳した。改正又は削除されることにより、現行法として用いられていない規定はイタリックで表記した。改正が行われた条文については、原則として最新の条文を示した。

《連邦》

刑法 Criminal Code. R.S.C.. 1985. c. C -46

#### ニューサンス

[虚偽のニュースの流布]

第181条 虚偽であると知りつつ、公益に危害又は損害を引き起こす、又はその可能性が高い、言明、噂話又はニュースを意図的に公表した者は、正式起訴による有罪判決により2年以下の自由刑に処する。

#### 冒瀆的名誉毀損

#### 第296条

[罪]

第1項 冒瀆的名誉毀損を公表した者は、正式起訴による有罪判決により、 2年以下の自由刑に処する。

#### 「事実の問題〕

**第2項** 公表された物件が冒瀆的名誉毀損に該当するかどうかは、事実の問題とする。

#### [除外]

**第3項** 善意で、かつ品位ある言葉で宗教的主題に関する意見を表明した者、又は善意でなされ、かつ品位ある言葉で伝えられた議論によりそれを証明することを試みた者は、本条により有罪とされない。

#### 憎悪宣伝

#### 第318条

〔ジェノサイドの唱道〕

**第1項** ジェノサイドを唱道又は助長した者は、正式起訴犯罪で有罪とし、 5年以下の自由刑に処する。

# 〔ジェノサイドの定義〕

- **第2項** 本条において、ジェノサイドは、識別しうる集団を全体的又は部分的に破壊することを意図して犯された、次の行為のいずれかを意味する。
  - (a) 当該集団の成員の殺害, 又は,
- (b) 身体的破壊をもたらすように意図された生活状態を,当該集団に故意に強いる行為

# [同意]

第3項 本条の罪の手続は、法務総裁の同意なしに開始できない。

# 〔「識別しうる集団」の定義〕

第4項 本条において、識別しうる集団とは、肌の色、人種、宗教、国民

的若しくは民族的起源,年齢,性別,性的指向,ジェンダーのアイデンティティ若しくは表現,又は精神若しくは身体の傷害によって区別される 公衆の一部をいう。

#### 第319条

#### 「公共の場での憎悪煽動〕

- 第1項 公共の場で言明を伝達することにより、識別しうる集団に対して 憎悪を煽動した者は、当該煽動が秩序紊乱を導く可能性が高い場合、
  - (a) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、又は、
- (b) 陪審によらない有罪判決 に処する。

#### 〔意図的な憎悪の助長〕

- 第2項 私的な会話以外の場面で言明を伝達することにより、識別しうる 集団に対して意図的に憎悪を助長した者は、
  - (a) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、又は、
- (b) 陪審によらない有罪判決に処する。

#### [抗弁]

- 第3項 次の各号に該当する場合には、被告人は前項の罪に問われない。
  - (a) 伝達された言明が真実であったことを立証した場合,
- (b) 善意により、宗教的主題に関する意見又は宗教上の経典に対する信仰に基づく意見を表明し、又は議論により立証することを試みた場合。
- (c) 言明が公的関心事に関連し、その議論が公益目的でなされ、かつ合理的根拠によりそれが真実であると信じた場合。
- (d) 善意により、カナダ国内の識別しうる集団に対して憎悪の感情を生み出し、又は生み出す傾向のある事柄を除去する目的で、指摘することを意図した場合

#### 〔没収〕

第4項 州裁判所の裁判長又はその他の裁判官は、前条又は本条第1項若

しくは第2項により有罪とされた者に対し、有罪判決を下した州の権限において、当該判決の際に、他の刑罰に加えて、犯罪の手段とされた、又はそれと関係する物の没収を命じることができる。当該物件は法務総裁の指示に従って処分することができる。

. . . . . .

#### [同意]

第6項 第2項の罪の手続は、法務総裁の同意なしに開始することができない。

#### [定義]

#### 第7項 本条において.

『伝達する』には、電話、放送又はその他の視聴手段によって伝達することを含むものとする。

『認識しうる集団』は、前条のものと同様の意味を持つものとする。

『公共の場』には、公衆が、権利として、又は明示若しくは暗示の招待を 受けてアクセスする場所を含むものとする。

『言明』には、話し言葉、書き言葉、電子的に若しくは電磁的に記録された言葉、その他の方法で表された言葉、ジェスチャー、標識、又はその他の可視的表現物を含むものとする。

#### 第320条

# [押収令状]

第1項 裁判官は、宣誓によって得られた情報により、裁判所の管轄内の 敷地に販売又は配布の目的で保管されている表現物が、憎悪宣伝であると 信じる合理的な根拠が存することを確信した場合には、当該表現物の押収 を許可する令状を発行しなければならない。

# 〔占有者の召喚〕

第2項 前項の令状の発行から7日以内に,裁判官は召喚状を発行し,敷 地の占有者が裁判所に出頭し,当該物件の没収が妥当でない理由を示す機 会を与えなければならない。

# [所有者と著者の出頭]

第3項 第1項により押収された、憎悪宣伝であると申し立てられている物件の所有者と著者は、没収命令に反対するため、裁判所に出頭し、かつ 弁護人を依頼することができる。

# [没収命令]

第4項 裁判所が第1項にいう表現物を憎悪宣伝であると確信した場合, 手続が行われる州の権限において、その没収を宣言する命令を出さなけれ ばならない。当該物件は法務総裁の指示に従って処分することができる。

. . . . .

#### 〔同意〕

第7項 本条の手続は、法務総裁の同意なしに開始することができない。 [定義]

第8項 本条において、

. . . . .

憎悪宣伝とは、ジェノサイドを唱道又は助長する著述、標識若しくは可視 的表現物、又は前条の罪を構成するコミュニケーションをいう。

• • • • • •

#### 第320.1条

#### [押収令状]

第1項 裁判官は、宣誓によって得られた情報により、前条第8項にいう 憎悪宣伝、又はそれを利用可能なものとする、第342.1条第2項にいうコンピュータ・データに該当し、裁判所の管轄内にある、第342.1条第2項にい うコンピュータ・システムに蓄積され、かつそれを通じて公衆に利用可能 なものとされている物件があると信じる合理的な根拠が存することを確信 した場合には、当該コンピュータ・システムの管理者に対し、次の行為を 命ずることができる。

- (a) 当該物件の電子コピーを裁判所に提出すること
- (b) 当該物件がコンピュータ・システムに蓄積されず、かつ利用可能なも

のとされないよう確保すること

(c) 当該物件を掲示した者を特定し、突き止めるのに必要な情報を提供すること

# 〔表現物を掲げた者への通知〕

第2項 裁判官は、前項 (c) にいう情報を受領した後合理的な期間内に、物件を掲げた者に通知を与え、裁判所に出頭し、弁護人を依頼し、当該物件の削除が妥当でない理由を示す機会を与えなければならない。その者の身元を確認できない、若しくは突き止められない場合、又はその者がカナダに居住していない場合には、裁判官はコンピュータ・システムの管理人に対し、定められた出頭の日時までに、当該物件が以前蓄積され、利用可能なものとされていた場所において告知文を掲示するよう命じることができる。

# [物件を掲示した者の出頭]

第3項 物件を掲示した者は、第5項の命令に異議を唱えるため、出頭し、 かつ弁護人を依頼することができる。

# 〔物件を掲示した者の不出頭〕

第4項 物件を掲示した者が出頭しない場合には、裁判所は一方的に、完全かつ有効に本人が出頭したとみなして、本人なしで聴聞及び決定を行うことができる。

# [命令]

第5項 裁判所が証拠の優越により、物件が公衆に利用可能であり、かつ前条第8項にいう憎悪宣伝であること、又は憎悪宣伝を利用可能なものとする、第342.1条第2項にいうコンピュータ・データであることを確信した場合、コンピュータ・システムの管理人に対し当該物件を削除するよう命じることができる。

# 〔コピーの廃棄〕

**第6項** 裁判所は、物件の削除命令を発する場合において、裁判所の下に ある電子コピーの破壊を命じることができる。

# [物件の返却]

第7項 裁判所が、物件が公衆に利用可能であり、かつ前条第8項にいう 憎悪宣伝であること、又は憎悪宣伝を利用可能なものとする、第342.1条第 2項にいうコンピュータ・データであることを確信できない場合には、裁判所は、電子コピーの管理者への返却、及び第1項第b号の命令の終了を命じなければならない。

# 「その他の適用条項〕

第8項 前条第6項から第8項までの規定は、状況に応じた修正を加えて、本条に適用されるものとする。

. . . . . .

# 器物損壊罪

#### 第430条

. . . . . .

# 〔宗教的財産損壊罪〕

第4.1項 教会,モスク,シナゴーグ,寺院,これらの建築物若しくは建造物の中若しくは上にある宗教的崇拝に関連する物体,又は墓地を含む,主として宗教的崇拝のために用いられる建築物,建造物若しくはその一部である財産に関して損壊を行った者は,その行為が宗教,人種,肌の色又は国民的若しくは民族的起源に基づく偏見,先入観又は憎悪によって動機づけられている場合には.

- (a) 正式起訴による有罪判決により、10年以下の自由刑、又は、
- (b) 陪審によらない有罪判決により、18ヶ月以下の自由刑に処する。

# 量刑の目的及び原則

[その他の量刑の原則]

第718.2条 量刑を科す裁判所はまた、次の諸原則を考慮しなければなら

ない。

- (a) 罪又は犯罪者に関係する,刑を加重又は軽減させる,関連する諸 状況を考慮して,刑を増減するものとする。ただし,この場合においても 上記の一般原則を制約しないものとする。
- (i) 罪が、人種、国民的若しくは民族的起源、言語、肌の色、宗教、性別、年齢、精神若しくは身体の障害、性的指向、ジェンダーのアイデンティティ若しくは表現、又はその他の類似の要因に基づく偏見、先入観又は憎悪によって動機付けられていたという証拠

. . . . .

は、罪を加重する状況とみなす。

# 人権法

Canadian Human Rights Act, R.S.C., 1985, c. H-6

# 〔差別的な掲示物等の公表〕

第12条 (a) 差別若しくは差別意図を表明若しくは含意する,又は (b) 他者を差別するように煽動する,若しくはそのように図られた,掲示物,標識,象徴物,紋章又はその他の表現物を,公然と発表若しくは掲示する行為,又はその原因を作る行為は,表明若しくは含意された差別,そのように意図された差別,又は煽動された,若しくはそのように図られた差別が実行された際に,第5条から第11条,若しくは第14条に規定された差別的行為に該当する場合には、差別的行為とみなす。

# 第13条 (削除)

[ヘイト・メッセージ]

第1項 個人又は協力して行動する集団が、人又は集団が禁止される差別

事由に基づいて識別できるという事実を理由にして、当該個人又は集団を 僧悪又は侮辱にさらす可能性の高い物件を、全体的又は部分的に連邦議会 の立法権限の範囲で運営されている遠距離通信の設備を用いて、電話によ り繰り返し伝達を行い、又はその原因を作った場合には、差別的行為をな したものとする。

#### [解釈]

第2項 前項の規定をより明確にするために、それが、インターネット又はそれに類似するコミュニケーション手段を含む、単一の、又は連結された若しくは関連付けられた集合体としてのコンピュータによって伝達される物件に関しても適用されることを確認する。ただし、放送事業の設備によって全体的又は部分的に伝達される物件に関しては適用されないものとする。

#### [解釈]

第3項 本条において、遠隔通信事業の所有者又は運営者は、自らが所有 又は運営する遠隔通信事業の設備が、他者によって第1項にいう物件の伝 達のために用いられているという理由だけで、当該物件の伝達を行い、又 はその原因を作ったことにはならない。

#### 放送配給規則

Broadcasting Distribution Regulations, SOR/97-555

# [禁止される番組内容]

# 第8条

第1項 免許保持者は、自らが発信源となり、かつ次の内容を含む番組を 配給してはならない。

. . . . . .

(b) 状況に鑑みて、個人又は集団を、人種、国民的若しくは民族的起源、

The Seinan Law Review, Vol.50, No.4 (2018).

肌の色、宗教、性別、性的指向、年齢又は精神若しくは身体の障害に基づいて、憎悪若しくは侮辱にさらす傾向のある、又はその可能性の高い口汚い論評又は映像

. . . . . .

# ラジオ規則

Radio Regulations, 1986, SOR/86-982

# [放送内容]

第3条 免許保持者は、次のものを放送してはならない。

. . . . . .

(b) 状況に鑑みて、個人又は集団を、人種、国民的若しくは民族的起源、 肌の色、宗教、性別、性的指向、年齢又は精神若しくは身体の障害に基づ いて、憎悪若しくは侮辱にさらす傾向のある、又はその可能性の高い口汚 い論評

. . . . . .

# テレビ放送規則

Television Broadcasting Regulations, 1987, SOR/87-49

# 〔放送内容〕

# 第5条

第1項 免許保持者は、次のものを放送してはならない。

. . . . .

(b) 状況に鑑みて、個人又は集団を、人種、国民的若しくは民族的起源、

肌の色, 宗教, 性別, 性的指向, 年齢又は精神若しくは身体の障害に基づいて, 憎悪若しくは侮辱にさらす傾向のある, 又はその可能性の高い口汚い論評又は映像

. . . . . .

# 《オンタリオ州》

#### 人権法

Human Rights Code, R.S.O., 1990, c. H-19

# 第13条

# 〔差別的意図の表明〕

第1項 第I部に規定する権利を侵害する意図を示す、又はそれを煽動するように意図された掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、公然と公表若しくは掲示し、又はその原因を作った者は、第I部に規定する権利を侵害するものとみなす。

#### 〔意見〕

第2項 前項の規定は意見表明の自由に干渉してはならない。

# 《ノースウェスト準州》

# 人権法

Human Rights Act, S.N.W.T. 2002, c. 18

#### 第13条

# [公表]

- 第1項 何人も、禁止される差別事由に基づいて、次の内容の言明、掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を公表若しくは掲示し、その原因を作り、又はその許可を行ってはならない。
- (a) 個人若しくは集団に対する差別若しくは差別意図を表明若しくは暗示 するもの
- (b) 個人若しくは集団に対する差別を煽動し、若しくは他者をして煽動せ しめるように意図されたもの、又は、
- (c) 個人若しくは集団を憎悪若しくは侮辱にさらす可能性が高いもの 第2項 前項の規定は、あらゆる主題に関する意見の自由な表明に干渉す るように解釈してはならない。

# 《ニュー・ブランズウィック州》

# 人権法

Human Rights Act, R.S.N.B. 2011, c. 171

#### 〔差別的な掲示物又は標識〕

#### 第7条

- 第1項 何人も、次の方法で公表される掲示物、標識、象徴物、紋章又は その他の表現物において、禁止される差別事由<sup>1)</sup>に基づいて、個人又は集団 に対して差別又は差別意図を示してはならない。
  - (a) 公表し、掲示し、若しくはその原因を作る方法、又は、

<sup>1)</sup>禁止される差別事由として,人種,肌の色,国民的起源,祖先,出身地,信条又は宗教,年齢,身体又は精神の障害,婚姻状況,家族状況,性別,性的指向,ジェンダーのアイデンティティ又は表現,社会的条件,政治的信条又は活動が列挙されている(2.1条)。

- (b) 土地若しくは建物において、新聞の中で、テレビ若しくはラジオ放送 局を通じて、若しくは自己が所有若しくは管理する他の媒体によって、公 表若しくは掲示することを許可する方法。
- **第2項** 本条は、口頭又は文書によるあらゆる主題に関する意見の自由な表明に干渉せず、又はそれを制約若しくは禁止するものではない。

# 第3項 (削除)

第4項 第1項の規定のうち年齢に関する部分は、成年に達していない者に関する限定、特定、排除、否定又は優遇については、それらが法律又はその下で設けられる規則によって要求又は許可されている限り、適用されないものとする。

# 《ノバスコシア州》

# 人権法

Human Rights Act, R.S.N.S. 1989, c. 214

# 〔公表〕

# 第7条

第1項 何人も、前条に掲げる場合を除いて、土地若しくは建物において、 又は新聞、ラジオ、テレビ若しくはその他の媒体により、個人又は集団に 対して、第5条第1項第h号から第v号にいう特徴<sup>3)</sup>を理由に、差別又は差別 意図を示す掲示物、標識、象徴物、器具又はその他の表現物を、公表、掲 示若しくは放送し、又はその許可を行ってはならない。

**第2項** 本条は、口頭又は文書によるあらゆる主題に関する意見の自由な表明に干渉するものとみなしてはならない。

<sup>2) 5</sup>条1項には、年齢、人種、肌の色、宗教、信条、性別、性的指向、ジェンダーのアイデンティティ又は表現、身体又は精神の障害、家族状況、婚姻状況を含む多数の事由が列挙されている。

# 《ヌナブット準州》

#### 人権法

Human Rights Act, S.Nu. 2003, c. 12

#### 公表

[掲示物. 標識. 象徴物. 紋章及びその他の表現物]

#### 第14条

第1項 何人も次の各号に掲げる状況において、禁止される差別事由に基づいて、個人又は集団に対する差別若しくは差別意図を表明若しくは暗示する、又はそれらに対する差別を煽動し、若しくはそのように計画された掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を公表若しくは掲示し、又はその原因を作り、若しくは許可を行ってはならない。

- (a) 商品, サービス, 施設又は契約の提供
- (b) 商業用の敷地又は住宅用の施設の供給
- (c) 雇用に関連する事項
- (d) 職員団体,労働組合,事業者団体,職能団体,業界団体,生活協同組合における会員資格に関する事項

#### 「例外〕

**第2項** 前項の規定は、第9条第6項、第12条第3項及び第13条第2項にいう例外には適用されないものとする。

# 《プリンス・エドワード・アイランド州》

#### 人権法

Human Rights Act, R.S.P.E.I. 1988, c. H-12

#### [禁止される広告における差別]

#### 第12条

第1項 何人も、土地若しくは建物において、又は新聞、ラジオ放送局、テレビ放送局若しくはその他の媒体により、個人又は集団に対して差別又は差別意図を示す掲示物、標識、象徴物、器具又はその他の表現物を、公表、掲示若しくは放送し、又はその許可を行ってはならない。

# 〔意見の自由な表明〕

**第2項** 本条は、口頭又は文書によるあらゆる主題に関する意見の自由な 表明に干渉するものとみなしてはならない。

# 《ケベック州》

# ケベック州人権と自由の憲章

Quebec Charter of Human Rights and Freedoms, R.S.Q., c. C-12

# 〔差別的掲示物の禁止〕

第11条 何人も,差別を含む掲示物,象徴物又は標識を配布,出版,若しくは公然と陳列し、又はその許可を行ってはならない。

# 《ブリティッシュ・コロンビア州》

# 人権法

Human Rights Code, R.S.B.C. 1996, c. 210

# 〔差別的公表行為〕

# 第7条

第1項 何人も,個人又は集団の人種,肌の色,祖先,出生地,宗教,婚姻状況,家族状況,身体若しくは精神の障害,性別,性的指向,ジェン

ダーのアイデンティティ若しくは表現又は年齢を理由に, (a) 個人若しくは集団に対する差別若しくは差別意図を示し, 又は (b) 個人若しくは集団を憎悪若しくは侮辱にさらす可能性が高い, 言明, 出版物, 掲示物, 標識, 象徴物, 紋章又はその他の表現物を, 発表, 発行若しくは掲示し, 又はその原因を作ってはならない。

**第2項** 前項の規定は、私的なコミュニケーション、私的であることを意図してなされたコミュニケーション、又は本法が許可する活動に関連するコミュニケーションには適用されないものとする。

# 市民的権利保護法

Civil Rights Protection Act, R.S.B.C. 1981, c. 12

#### [定義]

第1条 本法において「禁止される行為」とは、肌の色、人種、宗教、民族的起源又は出身地に基いて、(a) 個人若しくは集団に対する憎悪若しくは侮辱、又は(b) 個人若しくは集団の、他者に対する優越性若しくは劣等性を促進することによって、個人又は集団の市民的権利を意図的に侵害する、人による行為又はコミュニケーションをいう。

#### [禁止される行為の訴え可能性]

#### 第2条

- 第1項 禁止される行為は、(a) その行為の対象になった個人、又は (b) それが集団を対象とする場合にはその集団の成員により、損害の証明 なしに不法行為として訴えることができる。
- 第2項 法人又は団体が禁止される行為を行う場合には、その行為の遂行について権限を付与し、許可を行い、又は黙認した、当該法人又は団体のすべての管理者又は役員は、前項に規定する個人又は集団の成員による訴えの対象になり、法人又は団体と同様の責任を負うものとする。
- 第3項 本条による訴訟において、法人又は団体の管理者又は役員による

禁止される行為の遂行は、反証のない限り、当該法人又は団体によってな され、権限を付与され、又は同意されたものと推定される。

**第4項** 本条による訴訟は、ブリティッシュ・コロンビア州最高裁判所において開始されるものとする。

#### 「法務総裁の訴訟参加〕

#### 第3条

第1項 法務総裁は、前条により開始された訴訟に参加できる。

第2項 法務総裁が訴訟に参加した場合には、法務総裁はその訴訟の当事者となる。

第3項 個人が前条による訴訟を提起した場合には、その者は訴えの日から30日以内に請求内容を示す文書の複写を法務総裁に提出するものとする。

#### [救済]

# 第4条

第1項 第2条により提起された訴訟の当事者は、損害賠償又は懲罰的損害賠償を受ける資格を持つ。

第2項 第2条により集団の成員が提起した訴訟において,裁判所が損害 賠償又は懲罰的損害賠償を認める場合には,裁判所は,集団の利益を代表 するとみなされる,個人,組織又は団体に対して損害賠償の支払いを命じ ることができる。

**第3項** 第2条によって提起された訴訟において、裁判所は他の救済に加えて差止命令を発することができる。

#### 「罪〕

#### 第5条

第1項 禁止される行為を行った者は罪を犯したものとし、2,000ドル以下の罰金刑、6ヶ月以下の自由刑又はその併科に処せられる。

第2項 前項の罪を犯した法人又は団体は、10,000ドル以下の罰金刑に処

せられる。

第3項 法人又は団体が第1項の罪を犯した場合には、禁止される行為の遂行について権限を付与し、許可を行い、又は黙認した、当該法人又は団体のすべての管理者又は役員は罪を犯したものとし、第1項に規定する刑罰に処せられる。

# 《サスカチュワン州》

# サスカチュワン州人権法

Saskatchewan Human Rights Code, S.S. 1979, c. S-24.1

# 〔公表行為の禁止〕

#### 第14条

- 第1項 何人も、土地若しくは建物において、新聞、テレビ放送局、ラジオ放送局若しくはその他の放送設備により、印刷物若しくは出版物において、又は人が所有、管理、配布若しくは販売するその他の媒体により、次の内容の、掲示物、標識、象徴物、紋章、記事、言明又はその他の表現物を含むあらゆる表現物を公表若しくは掲示し、又はその原因を作り、若しくはその許可を行ってはならない。
- (a) 個人若しくは集団が法的に保持する資格がある権利の享受を、禁止される事由に基づいて、剥奪、縮減、若しくはその他の方法で制約する傾向がある、若しくはその可能性が高いもの、又は、
- (b) 禁止される事由に基づいて、個人若しくは集団を、憎悪にさらす、若 しくはその傾向があるもの。
- **第2項** 前項の規定により、法的に認められた、あらゆる主題に関する表現の自由の権利を制約してはならない。

# 《アルバータ州》

#### アルバータ州人権法

Alberta Human Rights Act, R.S.A. 2000, c. A-25.5

#### [出版物. 掲示物に関する差別]

#### 第3条

- 第1項 何人も、個人又は集団の人種、宗教的信仰、肌の色、性別、ジェンダーのアイデンティティ若しくは表現、身体の障害、精神の障害、年齢、祖先、出生地、婚姻状況、収入源、家族状況又は性的指向を理由に、
  - (a) その個人若しくは集団に対する差別若しくは差別意図を示し、又は、
- (b) 個人若しくは集団を憎悪若しくは侮辱にさらす可能性が高い, 言明, 出版物, 掲示物, 標識, 象徴物, 紋章又はその他の表現物を, 公然 と公表, 刊行若しくは掲示し, 又はその原因を作ってはならない。
- **第2項** 本条の規定は、あらゆる主題に関する意見の自由な表明に干渉するものとみなされてはならない。

#### 第3項

(a) 慣例上1つの性によって用いられる施設を特定するために掲げられた、 掲示物、標識、象徴物、紋章若しくはその他の表現物の掲示。

#### (b)

- (i) 専ら、若しくは主として、政治的若しくは宗教的信条、祖先、若 しくは出身地を同じくする者から構成される団体、及び
- (ii) 私益を目的に運営されていない団体によって、若しくはその団体のためになされた、当該団体の目的若しくは会員資格を示す言明、出版物、掲示物、標識、象徴物、紋章若しくはその他の表現物の掲示若しくは公表、又は、
- (c) 第8条第2項に従って使用、回付若しくは公表された申請用紙若しくは広告の掲示若しくは公表については、

当該言明, 出版物, 掲示物, 標識, 象徴物, 紋章又はその他の表現物が, 軽蔑的な、不快な、又はその他の点で不適切なものでない限り、第1項の 規定は適用されないものとする。

# 《マニトバ州》

#### 人権法

Human Rights Code, C.C.S.M. c. H175

#### 〔差別的標識及び言明〕

第18条 何人も、差別を行う善意による、かつ理に適った原因が存在しない限り、次の内容の標識、象徴物、掲示物又は言明を、公表、放送、流布し、若しくは公然と掲示し、又は、その原因を作ってはならない。

- (a) 本法の適用対象となる活動若しくは事業に関して、差別し、若しくは 差別する意図を示すもの、又は、
- (b) 本法の適用対象となる活動若しくは事業に関して,差別を煽動,唱道若しくは勧奨するもの。

# 名誉毀損法

Defamation Act. C.C.S.M. c. D20

# 〔人種, 信条又は性的指向の名誉毀損〕

第19条 人種, 宗教的信条又は性的指向に対する名誉毀損の公表が, 当該人種に属し, 当該宗教的信条を公言し, 又は当該性的指向を持つ人々を, 憎悪, 侮辱又は嘲笑にさらす可能性が高く, かつ国民の間に不穏や無秩序を引き起こす傾向を持つ場合には, 当該人種に属し, 当該宗教的信条を公言し, 又は当該性的指向を持つ者は, 名誉毀損の継続と流布を妨げるための差止命令を求める訴えを提起することができる。この訴えは女王座部裁判所が受理するものとする。